平成２５年（フ）第６号
札幌市白石区中央１条６丁目11番15号　リベラハイツ206号
破産者　安喰　和秋
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８３０号
仙台市青葉区小田原８丁目７番１号　ハウス小田原Ｄ－８
破産者　東海林和良
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６２３号
埼玉県草加市弁天２丁目27番１号
破産者　金井　英二
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４６６号
埼玉県春日部市粕壁東１丁目４番５―902号
破産者　橋本　行正
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６５９号
埼玉県八潮市大字南川崎559番地７　ステップハウス八潮203
破産者　風間　武夫
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６７５号
埼玉県三郷市番匠免１丁目25番地５　ボヌール三郷Ｂ－１
破産者　小鷲　順造
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５０６号
東京都町田市森野５丁目２番51号、住民票上の住所相模原市南区新戸2687番地７
破産者　泉田　太輔
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５７１号
相模原市南区上鶴間本町８丁目37番３号　ファミール渋谷Ⅱ102
破産者　加藤　英治
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第８３４号
京都市左京区田中関田町２―19貸間５号室、住民票上の住所京都市西京区川島滑樋町33番地11
破産者　三好　眞司
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３３号
広島市安佐南区八木９丁目25番34―203号、住民票上の住所広島市西区井口台１丁目11番33―202号
破産者　大田アキコ
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９６３号
広島市安佐北区白木町大字市川2013番地
破産者　矢原　和子
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５４４号
福岡市博多区金の隈３丁目１番51―201号
破産者　長谷川　聡（旧姓峰）
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１００号
福島市笹木野字大金谷18番地
破産者　菅野　　博
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第５０号
千葉県東金市東金1492番地７
破産者　麻生　啓治
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第６９号
千葉県東金市家徳81番地61
破産者　滝川早智子
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第７０号
千葉県東金市家徳81番地61
破産者　滝川　由幸
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１７９号
千葉県銚子市上野町315番地の２
破産者　井手口洋和
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第２６２９号
横浜市緑区森の台18番Ｃ―208号
破産者　菊池　信彦
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６４９号
横浜市南区三春台149番地
破産者　上田　高広
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部